

# ふるさとを返せ 津島原発訴訟 原発事故の責任を問いふるさとを原状回復 するために公正な判決を求める署名

福島地方裁判所郡山支部  
裁判長 佐々木 健二 様

2011(平成23)年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、大量の放射性物質を撒き散らし、極めて過酷な被害をもたらしました。とりわけ、福島県浪江町津島地区は、高濃度の放射能汚染により帰還困難区域とされ、いまだに除染されず地域住民はふるさとへいつ帰れるか目途も立たないまま現在に至っています。

事故以前の津島地区は、自然溢れる環境の中、地域住民は互いに協力して受け継がれてきた歴史や伝統、文化を大切に、地域に根付いた生活に楽しみを見だし、生きがいを感じて暮らしてきたのです。しかし、原発事故はこれらの一切を、根こそぎ奪い去ったのです。この不条理な事態に、住民は身が震える憤りとふるさとへの痛切な想いを胸に、異郷で避難生活を送らざるを得ないのです。

地域の住民は、この過酷事故を引き起こした国の原発政策と原発を運転して事故を引き起こした東京電力(株)の事故責任を明らかにし、原発事故前と同様に平穏な日常生活が送れるよう環境の回復(ふるさとを返せ)と損害賠償を求めて、2015(平成27)年9月に提訴したのです。

貴裁判所においては、地域住民の悲痛な訴えに耳を傾け、被害の実情を真摯に見つめ、歴史の検証に堪える公正な判決を下されることを強く要請します。

※お手数ですが、住所は省略せずに都道府県からご記入ください。

氏名	住所

## 【取扱団体】

### 【署名集約先】

- 福島原発事故津島被害者弁護団事務局  
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑10F  
電話 03-3352-3663 FAX 03-3352-9476
- 津島原発訴訟を支える会 共同代表: 吉川一男  
〒963-0128 福島県郡山市三穂田町駒屋字柏坊1  
電話 090-7663-1566

※ 随時集約を行いますので、上記宛て送付いただきますようお願いいたします。

# 被害の訴え

原告意見陳述から一部抜粋

以下の文章は、法廷で被害を訴えた原告による意見陳述の一部を抜粋したものです。国・東電に被害の過酷さへの認識を迫ると共に、裁判所に対して被害の実情を踏まえた公正な判断を訴える、ふるさとに対する痛切な原告の思いが表出された内容です。

津島での生活は、お金はなかったけれども、何の不安もなく、楽しい毎日でした。私はこのような毎日が死ぬまで続くと思っていたのです。事故前は休みの日でも畑に、盆栽に、川釣りに、更には部落の諸行事に、常に体を動かしている生活でした。しかし、今の生活はまるで積み木が徐々に崩れていくかのような不安感の中いると、子供の頃から魚を釣ったあの川の側の、野鳥が群れていたあの森の側の「あの家で自分は死ななければならない」との思いが全身に満ちるのです。なんとしても津島に帰りたい。

原告男性

津島は帰還困難区域です。立入制限があります。それでも帰る度に、変わり果てた自宅の姿を見て、また悲しくなります。津島の自宅は、私達家族が何十年もそこで暮らし、一番幸せを感じられる場所でした。原発事故が起こるまでは毎日掃除をし、子供達が少しでも汚したり散らかしたりすると大きな声で怒鳴っていました。その自宅は、今では天井や床が抜け落ちたり、畳には真っ黒なカビが生えたりしています。嫌な臭いも充満しています。ネズミの糞など方々にありそれはひどいものです。余りにも汚すぎて、靴を履かなければ家に上がれません。このように変わり果てた自宅でも、先祖から大切に守られてきた私達のお城です。そんな自分のお城に土足で上がらなければならないこの辛さが、あなた方（注：国と東京電力）に解りますか。

原告女性

これから先、私達も、ふるさとを取り戻すことは叶わないのでしょうか。今の津島の姿は、見るも無残です。先日も自宅に行ってきました。藪をかき分けて行った先にある家は、屋根には穴が開き、床も抜け、部屋は獣に荒らされた跡がありました。人の活動を忘れた我が家。何より、心のこもった津島の人達の暖かさ、あの穏やかな毎日は、一時帰宅しても、全く感じられません。本当に情けないです。生まれ、育ち、成長させてくれた津島、優しいふるさとは、もう二度と戻ってくることはないのかもしれないかもしれません。それでも、私は津島に帰りたいです。このままでは、私達の「つしま」は世間から忘れられてしまいそうです。時間がかかっても、どんなに難しくても、ふるさとをもう一度この手にしたいです。

原告男性